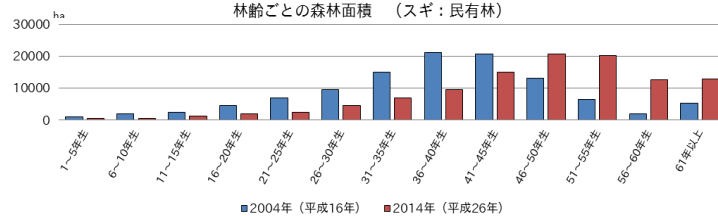


趣 旨

■ 森林資源の充実

○本県の木材資源は充実しつつあり、十分利用が可能な35年生以上の森林が全体の7割以上を占めるなど、本格的な利用の時代を迎えている。



■ 木材利用の意義

○木材は環境負荷の少ない再生産・再利用が可能な循環型資源

○県産材利用の推進は、二酸化炭素吸収源をはじめ森林の持つ多様な公益的機能の維持向上に効果を発揮

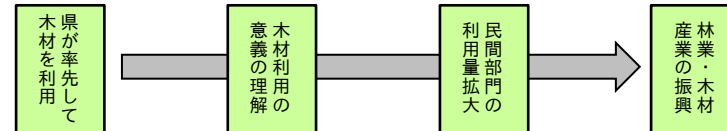


■ 計画策定の目的

○県産材の利用拡大を図るには、多くの県民の目に触れる公共建築や公共工事において県が率先して利用を推進し、民間需要の先導役としての役割を果たす必要がある。

○県産材の積極的な利用は、東日本大震災からの復旧・復興過程にある関連産業の振興や雇用の確保等、県内経済の活性化に繋がる。

○木材業界が県産木製品の安定供給を行う「みやぎ材利用センター」を設立したことを受け、更なる県産材の利用体制の構築を図る。



行 動 計 画

■ 計画の対象

○計画の対象は、県が整備する公共建築物の新築、増改築、公共土木工事、及び物品の購入

■ 宮城県の行動方針

○県が整備する公共建築物の計画に当たっては、木造・木質化に取り組むとともに、県産材の積極的な活用に努める。また、東日本大震災で被災した公共建築物の復旧・復興の際には、県産材をできる限り利用し、木造・木質化の推進を図る。

○公共工事の計画に当たっては、コンクリートや鋼材等の資材から木材への利用を推進し、県産材を活用した工法・製品を積極的に採用する。

○物品等の購入に当たっては、合法性の証明された県産材製品及び間伐材製品等を優先して調達する。

○各部局は県産材利用拡大の共通認識に立ち、連携して情報収集や意見交換に努めるとともに、普及啓発活動を展開し、市町村や民間事業者及び県民の理解を深める。

■ 木材利用の推進目標

建築物の木造木質化

- 公共建築物の木造・木質化基準に基づき県産材の利活用を推進する。
- 暖房器具やボイラー設置の際には、木質バイオマス設備の導入に努める。
- 計画期間内に、60施設以上の木造・木質化に取り組む。



公共土木工事

- 1工事現場1木製品運動を展開。
- 計画期間内に、累計1,600件の「宮城県グリーン製品」の利用に取り組む。

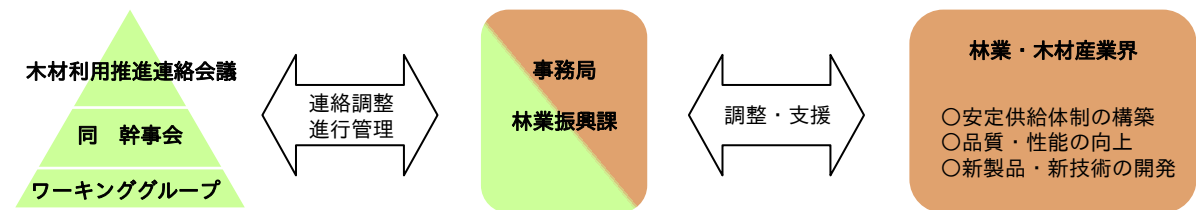


物品等の購入

- 県産間伐材製品等の利用を推進。
- 県産木製品の宮城県グリーン製品認定推進および優先調達。
- 木製名札の着用推進。



■ 行動計画の推進体制



- 林業・木材産業界
- 安定供給体制の構築
  - 品質・性能の向上
  - 新製品・新技術の開発